

(その1)

会計	経理	事務	その他		
○	○	○	○	○	○

令和03年分  
開催分

(ふりがな) せいゆうかい

1 政治団体の名称 盛友会

2 主たる事務所の所在地 札幌市北区篠路2条7丁目2-14 TKビル 1F  
(アパート・マンション名)

3 代表者の氏名 (姓) (名)  
吉川 貴盛

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)  
千種 教子

政治団体の区分

政党  政治資金規正法第18条の2第1項  
 政党の支部 規定による政治団体  
 政治資金団体  その他の政治団体  
 その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等  同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 (姓) (名)  
桜井 順一

(電話) 011-774-1700

(電話)

(電話)

資金管理団体の指定の有無

有  無

公職の種類 衆議院議員  
(現職・候補者の別) (候補者等)

資金管理団体の届 (姓) (名)  
出をした者の氏名 吉川 貴盛

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項  
第1号に係る国会議員関係政治団体  
 政治資金規正法第19条の7第1項  
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者(姓) (名)  
の氏名 吉川 貴盛

公職の種類 衆議院議員  
(現職・候補者の別) (候補者等)

公職の候補者(姓) (名)  
の氏名(2人目)

公職の種類  
(現職・候補者の別)

公職の候補者(姓) (名)  
の氏名(3人目)

公職の種類  
(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

から  
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する  
特例の適用期間

から  
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	29,665,415
(前年からの繰越額)	29,665,322
(本年の収入額)	93
支 出 総 額	23,060,637
翌年への繰越額	6,604,778

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	0	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	1 件 10 万 円 未 満 の も の		93
	合 計		93

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	1,371,593	0	
(4) 事 務 所 費	3,019,522	0	
小 計	4,391,115	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	658,522	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	11,000	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	11,000	0	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	18,000,000	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	18,669,522	0	
合 計	23,060,637		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	ガソリン代	197,220	R3/1/29	地崎商事(株)	札幌市中央区北1条西3丁目3番地31	
2	ガソリン代	122,092	R3/2/26	地崎商事(株)	札幌市中央区北1条西3丁目3番地31	
3	ガソリン代	147,773	R3/3/31	地崎商事(株)	札幌市中央区北1条西3丁目3番地31	
4	ガソリン代	180,400	R3/4/30	地崎商事(株)	札幌市中央区北1条西3丁目3番地31	
5	ガソリン代	100,887	R3/5/31	地崎商事(株)	札幌市中央区北1条西3丁目3番地31	
6	ガソリン代	113,960	R3/6/30	地崎商事(株)	札幌市中央区北1条西3丁目3番地31	
7	ガソリン代	202,786	R3/7/30	地崎商事(株)	札幌市中央区北1条西3丁目3番地31	
8	ガソリン代	98,003	R3/8/30	地崎商事(株)	札幌市中央区北1条西3丁目3番地31	
9	オイル代	11,130	R3/11/5	北海道エネルギー(株)百合が原	札幌市北区百合が原10丁目1-1	
10	ローテーション代	16,720	R3/11/14	地崎商事(株)北27条SS	札幌市北区北27条西4丁目1-10	
11	バッテリー代	28,540	R3/11/19	地崎商事(株)北27条SS	札幌市北区北27条西4丁目1-10	
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	152,082				
	合 計	1,371,593				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	宿泊代	15,000	R3/1/5	アパホテル(株)	東京都港区赤坂3丁目2-3	
2	宿泊代	17,000	R3/1/14	(株)亀の家	広島県広島市中区上八丁堀8-16	
3	家賃	350,000	R3/1/29	坂田文正	札幌市北区屯田7条7丁目4-12	
4	機械警備代	22,000	R3/1/29	(株)東洋実業	札幌市中央区北6条西22丁目2-7	
5	車両保険料	122,590	R3/2/5	三井住友海上火災保険 (株)	東京都千代田区神田駿河台3丁目9	
6	家賃	350,000	R3/2/26	坂田文正	札幌市北区屯田7条7丁目4-12	
7	機械警備代	11,000	R3/2/26	(株)東洋実業	札幌市中央区北6条西22丁目2-7	
8	家賃	350,000	R3/3/31	坂田文正	札幌市北区屯田7条7丁目4-12	
9	機械警備代	11,000	R3/3/31	(株)東洋実業	札幌市中央区北6条西22丁目2-7	
10	収支報告書監査費	110,000	R3/4/7	税理士法人村木会計	札幌市中央区大通西21丁目2-21	
11	家賃	350,000	R3/4/30	坂田文正	札幌市北区屯田7条7丁目4-12	
12	機械警備代	11,000	R3/4/30	(株)東洋実業	札幌市中央区北6条西22丁目2-7	
13	家賃	350,000	R3/5/31	坂田文正	札幌市北区屯田7条7丁目4-12	
14	機械警備代	11,000	R3/5/31	(株)東洋実業	札幌市中央区大通西21丁目2-21	
15	家賃	350,000	R3/6/30	坂田文正	札幌市北区屯田7条7丁目4-12	
16	機械警備代	11,000	R3/6/30	(株)東洋実業	札幌市中央区大通西21丁目2-21	
17	家賃	350,000	R3/7/20	坂田文正	札幌市北区屯田7条7丁目4-12	
18	機械警備代	11,000	R3/7/20	(株)東洋実業	札幌市中央区大通西21丁目2-21	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
19	車両車検代	174,165	R3/12/1	(株)北日本自動車共販	札幌市東区北44条東7丁目2-15	
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
	その他の支出	42,767				
	合 計	3,019,522				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					通信費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	電話代	14,413	R3/1/28	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
2	電話代	13,720	R3/2/25	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
3	電話代	13,004	R3/3/30	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
4	電話代	13,137	R3/4/28	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
5	電話代	12,760	R3/5/26	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
6	電話代	12,919	R3/6/25	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
7	電話代	12,789	R3/7/27	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
8	電話代	13,083	R3/8/25	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
9	電話代	20,211	R3/10/8	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
10	電話代	16,699	R3/11/8	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
11	携帯電話代	10,289	R3/11/8	(株)NTTドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	
12	携帯電話代	10,292	R3/11/26	(株)NTTドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	
13	電話代	10,370	R3/12/7	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
14	電話代	10,442	R3/12/24	(株)NTTドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	
15						
	その他の支出	150,174				
	合 計	334,302				



(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					交通費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	航空券代	75,420	R3/1/4	全日本空輸(株)	東京都港区東新橋1-5-2	
2	航空券代	123,000	R3/1/10	全日本空輸(株)	東京都港区東新橋1-5-2	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	125,800				
	合 計	324,220				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					ホームページ制作・更新費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	ホームページ他削除代	11,000	R3/6/30	株MATAFU	札幌市北区新琴似7条6丁目6-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出						
合 計		11,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	寄附金	18,000,000	R3/7/20	吉川貴盛後援会	札幌市北区麻生町9丁目1-8	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合 計	18,000,000				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 債 権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年 4月 13日

政治団体の名称

盛友会

会計責任者の氏名

千種

教子



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

## 政治資金監査報告書

令和 4 年 4 月 12 日

盛友会

代表 吉川 貴盛 殿

登録政治資金監査人 **村木 靖雄**

登録番号 第 184 号

研修終了年月日 平成 21 年 1 月 20 日

### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、盛友会の令和 3 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、盛友会の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及

び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

### 3 業務制限

い。盛友会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、盛友会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上